

仙台市交通政策推進協議会設置要綱（令和元年6月28日市長決裁）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市における交通政策の基本的な考え方や個別の施策を定める計画（_____以下「計画」という。）の策定及び計画に基づく個別の施策の実施に当たり、有識者等の意見を反映させ、もって本市における交通政策の推進を図るため、仙台市交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、関係機関又は本市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、都市整備局総合交通政策部交通政策課_____において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市における交通政策の基本的な考え方や個別の施策を定める計画（<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画を含む。</u>以下「計画」という。）の策定及び計画に基づく個別の施策の実施に当たり、有識者等の意見を反映させ、もって本市における交通政策の推進を図るため、仙台市交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、関係機関又は本市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p><u>(監査)</u></p> <p><u>第7条 協議会に監査委員を2名置く。</u></p> <p><u>2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p><u>3 監査委員は、協議会の会計を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(財務に関する事項)</u></p> <p><u>第8条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、都市整備局総合交通政策部交通政策課<u>及び公共交通推進課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から実施する。